



労働かながわ

2019 9・10月号
No.721

日ごろ培った職業技能を競い合います!

～第17回 神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2019)開催～

障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、第17回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2019)を開催します。ぜひ、選手の真剣な姿を会場でご覧ください。

- 大会概要**
- ◇名称：第17回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2019)
 - ◇主催：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部、神奈川県
 - ◇開催日：令和元年10月24日(木) 13:30～15:30 ※機械CAD競技種目のみ実施。
令和元年10月26日(土) 9:00～15:30
 - ◇会場：神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台13-1)
 - ◇ホームページ：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
[アビリンピック神奈川](#) [検索](#)
 - ◇問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
高齢・障害者業務課
TEL 045-360-6010 FAX 045-360-6011
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ
TEL 045-210-5720 FAX 045-201-6952

◇競技種目(※参加申し込み状況などにより、競技種目によっては実施できない場合があります)

競技種目名	参加対象障害者
① DTP	身体障害者 知的障害者 精神障害者
② 機械CAD	
③ 電子機器組立	
④ ワード・プロセッサ	
⑤ ホームページ	
⑥ ビルクリーニング	知的障害者
⑦ 表計算	
⑧ パソコンデータ入力	
⑨ 縫製	身体障害者 知的障害者 精神障害者
⑩ 喫茶サービス	
⑪ 製品パッキング	
⑫ オフィスアシスタント	

障がい者雇用のための企業交流会

『はじめの一步』(横浜地域①)のお知らせ

県では、障がい者雇用の取組に課題や悩み等を抱える中小企業を主な対象に、既に雇用を進めている中小企業等の体験談や質問会を通して、普段は聞けない事柄を自由に聞きながら、参加企業間のつながりも作れる企業交流会「はじめの一步」を県内6カ所で順次開催しています。

今回、横浜で開催する3回目は、障がい者雇用のイメージがでずにお悩みの企業の皆さまを対象に、実際に雇用に取り組んでいる企業を訪問して、就労現場の見学を行う内容となっています。先輩企業のお話を聞きながら、実際の現場見学ができる機会は中々ありませんので、ぜひ御参加ください。

- 日時：9月19日(木) 13:00～16:45
- 会場：第一部 各見学先企業 第二部 かながわ県民センター ホール(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
- 内容：第一部 障がい者雇用企業の現場見学 第二部 グループトーク(質問会)、交流会
- 対象：中小企業の経営者・人事担当者など
- 定員：30名 ■参加費：無料
- 問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871
- ▶詳細、参加のお申込みについては県ホームページをご覧ください [障がい者雇用](#) [はじめの一步](#) [検索](#)

視覚障がい者の学ぶ場・働く場 見学会を開催します!

「神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議」では、視覚障がい者の雇用を促進するため、企業の経営者や人事担当者の方々を対象に、視覚障がい者の教育現場やヘルスキーパー(企業内理療士)並びに事務職としての就労を知っていただくための見学会を実施します。ぜひ御参加ください。

- 日時：10月8日(火) 9:30～12:40
- 集合時間・集合場所：当日は、県が用意するバスで参加者の皆さまを会場まで送迎します。
○集合時間：10月8日(火) 9:30 ○集合場所：小田急小田原線「愛甲石田駅」改札口※
※愛甲石田駅の改札口は1カ所のみです。恐れ入りますが、当日は時間厳守をお願いします。
- プログラム等：○企業見学 10:00～11:00 NTTクラリティ株式会社(厚木市森の里若宮3-1)
障がい者雇用の取組についての説明、職場見学など
○移動 11:00～11:30(県庁マイクロバス) ○学校見学 11:30～12:40 県立平塚盲学校(平塚市追分10-1)
教育課程や進路状況等についての説明、授業及び施設見学など
- 対象：企業の経営者・人事担当者など ■定員：15名程度(先着順※)※ご参加いただけない場合は連絡します ■参加費：無料
- 問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871
- ▶詳細、参加のお申込みについては県ホームページをご覧ください [視覚障がい者](#) [見学会](#) [検索](#)

主な内容

- 第17回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2019) P.1
- 障がい者雇用のための企業交流会「はじめの一步」(横浜地域①) P.1
- 視覚障がい者の学ぶ場・働く場見学会 P.1
- 働き方改革企業担当者交流会 P.2
- テレワーク体験セミナー P.2
- かながわ働き方改革シンポジウム P.2
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P.2
- 令和元年度後期技能検定 P.4
- 技能コンクールの開催及び参加選手の募集 P.4
- 神奈川なでしこブランド募集のご案内 P.4

働き方改革企業担当者交流会

「多様な正社員」は人員確保と円滑な業務運営に必要といわれていますが、同じ職場で多様な正社員が戦力となるようマネジメントを考えなければなりません。まず何から始めるのかをグループワークをしながら検討します。

日時：令和元年10月2日(水) 14:00～16:00

※働きながら不妊治療を受ける従業員は増加傾向にあるといわれています。そうした従業員への理解を深めていただくため、交流会の最初の10分間で県健康増進課より妊娠や出産の現状について情報提供します。

会場：かながわ県民センター305会議室(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)横浜駅西口・きた西口より徒歩約5分

講師：学習院大学経済経営研究所 客員所員 PwC コンサルティング合同会社 主任研究員 松原 光代 氏

対象：県内事業所に勤務する管理職等30名

※応募者多数の場合のみ抽選とし、ご参加いただけない方のみ1週間前にご連絡します。

テーマ：「多様な正社員制度を円滑に運用するには何が必要か」

申込み：県のホームページから申し込みできます。<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

締切：令和元年9月20日(金) ※締切り後も、空きがあればご応募いただけます。

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ ☎045-210-5746

テレワーク体験セミナー **無料**

テレワークの導入を検討している県内の中小企業等の経営層又は導入担当者向けに、テレワーク体験セミナーを開催します。当日はテレワークを導入している企業の体験談のほか、実際にパソコンを使用してテレワークの体験もいただけます。ぜひご参加ください。

《経営層向け》

日時：令和元年10月3日(木) 14:00～16:00 引き続き 16:00より個別相談会(希望者のみ)

会場：アットビジネスセンター横浜西口駅前501号室(横浜市西区北幸1-8-4日土地横浜西口第二ビル5階)

申込み：右のホームページよりお申し込みください。<http://www.telework-management.co.jp/information/post-5311/>

《導入担当者向け》

日時：①令和元年11月6日(水) ②令和元年11月14日(木) 各回とも13:30～16:20
引き続き16:20より個別相談会(希望者のみ)

会場：①Solo Time 東戸塚(横浜市戸塚区川上町90-6 東戸塚ウエストビル 8F)

②We Work オーシャンゲートみなとみらい(横浜市西区みなとみらい3-7-1 8F)

日時：令和元年10月24日(木) 13:30～16:20

引き続き16:20より個別相談会(希望者のみ)

会場：テレワークK本厚木(厚木市中町4-16-21 プロミティあつぎ 8階)

申込み：右のホームページよりお申し込みください。<http://www.telework-management.co.jp/information/post-5313/>

問合せ先：令和元年度神奈川県テレワーク導入促進事業事務局(株式会社テレワークマネジメント) ☎03-3265-5012

かながわ働き方改革シンポジウム

「御社の働き方改革、間違っていないですか？」

日時：令和元年10月31日(木) 13:30～16:30

会場：ソレイユさがみ(男女共同参画推進センター) セミナールーム1

(神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1(最寄り駅：JR・京王線 橋本駅)シティ・プラザはしもと内6階)

講師：相模女子大学客員教授・昭和女子大学総合教育センター客員教授・東京大学大学院情報学環客員研究員

白河 桃子(しらかわ とうこ) 氏

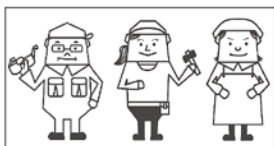
対象：県内事業所に勤務する経営者・人事労務担当者・管理職等(定員150名)

申込み：電話でお申し込みください。

申込み・問合せ先：相模原市環境経済局経済部雇用政策課(電話：042-770-7777 FAX:042-754-1064)

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

会社を強くするスキル。

あなたを強くするスキル。

【セミナー例】★工業技術分野「危険物取扱者(乙種第4類)受験準備講習」等 ★建築技術分野「床材の張り方(シート編)」等★社会サービス分野「介護技術の展開」等 ★管理・経営・

階層別分野『QC七つ道具』手法の習得と活用法(応用編)等、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 職業能力開発グループ ☎045-210-5715

10・11月は『働き方改革関連相談強化期間』です。 働く方も雇う方も、職場で困っていることお気軽にご相談ください！

働き方改革に向けて、労働時間法制の見直しや雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを目的とした働き方改革関連法が順次施行されています。

こうした動きを受けて、県では10・11月を「働き方改革関連相談強化期間」とし、法改正に伴うトラブルや過重労働、若者の使い捨て撲滅など、職場で生じている問題の解決促進に向けて様々な事業を実施します。

県内各地で街頭労働相談会を集中的に開催するほか、弁護士やカウンセラーによる特別労働相談会、直通電話での労働相談110番、ワークルールを学べるセミナー、メール労働相談を実施します。

今月号では10月の取組みを中心にお知らせします。詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。

《10月の街頭労働相談会》 相談無料・秘密厳守

職場のトラブル等のご相談に、かながわ労働センター職員等が応じます。

日 時	会 場	問	日 時	会 場	問	日 時	会 場	問
10月2日(水) 11時～19時	小田急線・海老名駅 自由通路	県央	10月10日(木) 11時～17時	武蔵溝ノ口駅 南北自由通路	川崎	10月20日(日) 10時～16時	中井中央公園	湘南
10月3日(木) 11時～18時	ハルネ小田原	湘南	10月10日(木) 11時～17時	秦野駅	湘南	10月24日(木)～25日(金) 12時～19時	新都市プラザ(そごう横浜店 地下2階正面入口前広場)	本所
10月9日(水) 11時～17時	橋本駅	県央	10月17日(木) 12時～18時	茅ヶ崎駅北口 ペDESTリアンデッキ	湘南	10月29日(火) 11時～17時	淵野辺駅自由通路	県央
						10月31日(木) 11時～17時	伊勢原駅	湘南

※会場によっては、社会保険労務士やキャリアカウンセラーによる相談を実施します。

《セミナー》 ※対象：どなたでも 受講料：無料

月 日	時 間	テ ー マ	会 場	問
① 10月25日(金)	18時30分 ～20時30分	就業規則の見直し・総点検 ～働き方改革の視点から～	サン・エールさがみほら	県央
② 10月31日(木)		新たな外国人材の受け入れ制度と雇用の留意点		
③ 11月1日(金)	18時30分 ～20時30分	職場のハラスメント(セクハラ・マタハラ・パワハラ)	茅ヶ崎市役所	湘南
④ 11月7日(木)		外国人労働者の受け入れ拡大で変わる労働条件・労働市場のあり方		
⑤ 11月13日(水)		高齢者の働き方と活躍のための環境整備		
⑥ 11月14日(木)	18時30分 ～20時30分	働き方改革の概要と制度を生かす労使関係	リンクス溝の口	川崎

※①②、③④⑤はそれぞれ連続して実施される講座ですが、1回のみ参加も可能です。

《弁護士・カウンセラーによる特別労働相談会》 予約制(来所相談のみ) 相談無料・秘密厳守(問：本所)

◆ 開催日時：【弁護士】10月8日(火) 13時30分～16時30分

【心理カウンセラー】10月23日(水)・29日(火) 13時30分～16時30分

◆ 予約電話番号：045-662-6110(直通・労働相談110番)

《労働相談110番》 相談無料・秘密厳守(問：本所)

◆ 開催日時：10月7日(月)～10月11日(金) 8時30分～17時15分(昼休みも電話相談を受付)

◆ 相談員：かながわ労働センター職員 ◆ 相談電話番号：045-662-6110(直通・労働相談110番)

《メール労働相談》 随時受付・相談無料・秘密厳守 ※1事案1回限り

◆ 対象：県内在住の方で、電話・来所相談が困難な方 ◆ 相談員：かながわ労働センター職員

◆ 相談入力フォームはこちらから <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mail.html>

問合せ先(略称:問) **かながわ労働センター** (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本 所(略:本所) ☎045-633-6110(代)

川崎支所(略:川崎) ☎044-833-3141

県央支所(略:県央) ☎046-296-7311

湘南支所(略:湘南) ☎0463-22-2711(代)

かながわ労働情勢 6 7 月

I 連合神奈川第30回中央委員会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会(柏木教一会長、約343,000人)は、7月2日、ワークピア横浜において、役員、中央委員等を集め、第30回中央委員会を開催した。

【活動報告】

- 1 一般活動報告
- 2 会計報告
- 3 会計監査報告

【議案】

- 1 2020年度に向けた政策・制度要求と提言(案)
- 2 第17期連合神奈川役員選挙の実施(案)
- 3 中央委員会アピール(案)

II 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第367回 五役会、第340回 執行委員会】

6月25日、第367回五役会、第340回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 第30回中央委員会の議案について
- 3 政治活動の取組について
- 4 「やどりき水源林のつどい」への参加協力について

5 国際連帯の取組について

【第368回 五役会、第341回 執行委員会】

7月23日、第368回五役会、第341回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 第31回定期大会「運動方針」の策定について
- 3 政治活動の取組について
- 4 第8期労働審判員の選出対応について
- 5 青年委員会当面の活動について
- 6 男女平等参画推進に向けた各種調査への〈再度〉協力依頼について
- 7 連合神奈川第8回チャリティー交流会の開催について

■神奈川労連

【第9回幹事会】

6月1日、第9回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 最低賃金引き上げめざす「希望のダンブカード」
- 2 地域組織・地域労組の強化にむけた具体策
- 3 外国人労働者の実態調査について
- 4 参議院選挙にむけた「選挙川柳」の募集

【第10回幹事会】

7月6日、第10回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第35回定期大会議案について
- 2 秋の組織集会の開催
- 3 全労連36協定調査の取組
- 4 最賃についての諸団体との懇談行動

III 主要労組の定期大会

■全造船関連地協労働組合 ユニオンヨコスカ 第22回定期大会

ユニオンヨコスカ(小嶋武志執行委員長)は、5月25日、横須賀市産業交流プラザにおいて、第22回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 労働者の生命・健康・生活と尊厳を守り、差別を許さず、労働条件の向上をめざそう！
- 2 ユニオンヨコスカの組織拡大と充実をめざそう！
- 3 2020年「コミュニティ・ユニオン全国交流会(神奈川・ヨコスカ大会)」を成功させよう！
- 4 地域・全国・世界の労働者との連帯・交流を強めていこう！
- 5 改憲阻止・共謀罪との安保関連法の廃止・反戦平和・反核・脱原発の闘いを更に進めていこう！

令和元年度 後期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

10月7日(月)から10月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

神奈川県職業能力開発協会(横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階)

2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、各県立総合職業技術校、
神奈川県障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、9月中旬から配布

3 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会 ☎045-633-5419

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ ☎045-210-5720

「第51回技能コンクール」参加選手を募集します!

県内の中堅技能者の技能向上や技能継承の促進を目的として「第51回技能コンクール」を開催します。選手として参加する方々を次のとおり募集します。



◇日 時: 令和元年11月9日(土)

10:00~14:00(競技時間) 15:15~15:45(表彰式)

◇会 場: 神奈川県立産業技術短期大学校 東キャンパス(横浜市旭区中尾2-4-1)

◇参加資格: 県内の事業所等に勤務する者又は住居を有する者で2級以上の技能検定合格者及び同資格に準ずる技能を有する者

◇実施職種: 建築板金、建築大工、表具、左官、建具、内装仕上げ、園芸装飾、フラワー装飾(予定)

※参加申込状況などにより種目によっては、実施しない場合があります。

◇競 技: 職種別に作成する2級技能検定と同程度の競技課題により行います。競技時間は4時間以内とします。

◇申込期限: 令和元年9月20日(金)

◇問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ ☎045-210-5720

神奈川県技能士会連合会 ☎045-633-5417

「神奈川県なでしこブランド」を募集します!

県では、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、優れたものを「神奈川県なでしこブランド」として認定する事業に取り組んでいます。令和元年度も次のとおり募集しますので、ぜひご応募ください。

1、募集の対象

女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)で、応募時点で県内の市場に提供されているもの。

2、応募資格

神奈川県内に拠点を持つ事業所・団体

3、募集期間

令和元年7月22日(月)~10月2日(水)(必着)

詳細は募集要項をご覧ください。

募集チラシや募集要項は、以下のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html>

問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ

☎045-210-5867



労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が2件(8件)、終結は1件(7件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが8件(17件)、終結は6件(18件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成31年の累計件数です。

調整事件一覧(6・7月申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成30年(調)第14号事件	あっせん	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成30年12月4日	・組合員の自宅待機措置の解除 ・職場復帰後の職場環境の改善	令和元年7月16日	解決
申請	令和元年(調)第7号事件	あっせん	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和元年7月17日	・裁判における和解条項の履行		
申請	令和元年(調)第8号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年7月30日	・賃金問題の解決		

不当労働行為事件一覧(6・7月申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成31年(不)第6号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成31年4月10日	・雇止め撤回 ・バックペイ ・陳謝文の揭示	令和元年6月7日	関与和解
	平成30年(不)第24号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年11月6日	・誠実団体交渉実施 ・直接交渉の禁止と直接交渉による損害の賠償 ・賃金に関する差別的取扱いの是正 ・陳謝文の揭示及び手交	令和元年6月28日	関与和解
	平成28年(不)第9号事件	労働組合	公益財団法人(教育、学習支援業)	平成28年3月1日	・誠実団体交渉実施 ・不合理な賃金格差、格付け及び評価の是正 ・陳謝文の手交及び揭示 ・謝罪文の新聞掲載	令和元年7月11日	棄却
	平成29年(不)第14号事件	労働組合	公益財団法人(サービス業)	平成29年5月8日	・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年7月11日	棄却
	平成29年(不)第30号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成29年11月21日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示	令和元年7月11日	棄却
申立て	平成29年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成29年4月21日	・原職復帰 ・バックペイ ・賞与減額の撤回 ・交通費の遡及支給 ・誠実団体交渉実施 ・監視カメラによる監視の禁止 ・朝礼への出席容認 ・謝罪文の揭示	令和元年7月18日	関与和解
	令和元年(不)第10号事件	労働組合	株式会社(建設業)	令和元年6月3日	・組合員の解体業務への復帰 ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第11号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	令和元年6月7日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第12号事件	労働組合	株式会社(製造業) 株式会社(建設業)	令和元年7月1日	・団体交渉応諾 ・労災申請の取消しを行わない ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	令和元年7月8日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第14号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和元年7月11日	・支配介入の禁止 ・原職復帰 ・バックペイ ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第15号事件	労働組合	株式会社(製造業)	令和元年7月17日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第16号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(サービス業)	令和元年7月17日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示		
	令和元年(不)第17号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	令和元年7月22日	・団体交渉応諾 ・直接交渉の禁止 ・陳謝文の揭示		

図書紹介



神津式労働問題のレッスン

神津 里季生
出版社 毎日新聞出版

世の中全体では8割を超える雇用労働者は、労働組合という傘に守られていない状況にあります。そのような人たちに、権利を守り、生きがい・働きがいをもてるにはどうするのか。連合では「暮らしの底上げ応援団」というキャンペーンを実施した電話相談の声や、なぜ立法院に労働者の代表を送らねばならないかなど、連合会長が「サンデー毎日」に連載した1年半のコラムをまとめます。



学歴フィルター

福島 直樹
出版社 小学館

就職活動中の大学生が就活サイトから企業の説明会に応募しようとしたが、募集開始直後なのに全て満席の表示。不審に思い、在籍校を難関大学に変えて登録したところ、今度はすべて受付可能に。このような投稿からネットでたびたび炎上し、話題になった学歴フィルター。学歴偏重への批判と反省から学歴不問・人物重視の採用を謳う企業は多いが、実はひっそり「学歴重視」へ回帰している。豊富な就職支援経験を持つ著者がその実態に迫る。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

計画年休協定の効力

三菱重工業長崎造船所(計画年休)事件 福岡高裁平6.3.24労民集45巻1・2号123頁

1 事案の概要

Y社(1審被告、被控訴人)の長崎造船所には、3つの労働組合(A、B、C)があり、A組合は事業場の従業員の約98%を組織していました。Y社は昭和59年以来、夏期連続休暇を実施する一環として、年休の一斉取得の措置をとっていましたが、これに反対するB組合の組合員らは除外していました。しかし、Y社は、昭和63年4月の改正労働基準法の施行を機に、平成元年から、10日間の夏期連続休暇のうち2日を計画年休とする労使協定をA組合と締結し、就業規則に計画年休に関する規定を新設し、従業員に周知措置を講じて、上記計画年休を実施しました。本件は、多数派労働組合(A組合)との間で締結した計画年休に関する協定が、これに反対する少数派労働組合(B組合)の組合員(以下、Xら。1審原告、控訴人)をも拘束するか否かが争われた事案です。Xらは、計画的付与がなかったものとして計算した年休の残日数の確認等を求めました。

1審(長崎地判平4.3.26労働判例619号78頁)は、Xらの請求を棄却したことから、Xらが控訴しました。

2 判旨

控訴棄却

Y社における本件計画年休は、労基法39条5項(当時)の規定により年休の計画的付与制度が新設されたことに伴い、その趣旨に則り、年休の取得を促進するため、A労組との間の書面による協定に基づいて実施されたものであるところ、本件協定の締結に当たっては、昭和63年10月以降、3つの労働組合との団体交渉を通じて、右制度導入の提案、趣旨説明、意見聴取等適正な手続きを経由したことが認められる。

そして、本件計画年休は、その内容においても、事業所全体の休業による一斉付与方式を採用し、計画的付与の対象日数を2日(平成5年からは、4日)に絞るとともに、これを夏季に集中することによって大多数の労働者が希望する10日程度の夏季連続休暇の実現を図るという法の趣旨に則ったものであり、現時点において年休取得率の向上に寄与する結果が得られていると否とを問わず、Xら(B労組組合員)について適用を除外すべき特別の事情があるとは認められない以上、これに反対のXらに対しても、その効力を有するものというべきである。

3 解説

労基法は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働

組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、有給休暇を与えることができるとしています(現在は39条6項)。これに基づいて締結する労使協定がいわゆる計画年休協定です。計画的付与に係る年休日、日数については、使用者の時季変更権、労働者側の時季指定権のいずれも行行使できないと考えられています(昭63.3.14 基発150号)。

本件判決は、計画年休協定を多数組合(本件ではA組合)が締結した場合には、その効力は少数組合の組合員(Xら)にも及ぶとしました。これは労基法上の労使協定の効力として広く肯定されているところです。そして、原審を引用して、計画年休には、免罰的効力のみならず、私法的効力があるとしました。すなわち、私法的効力とは、協定に基づいて年休日が特定された場合に、個々の労働者の同意がなくとも、その日の年休が確定し、労働者が自由に使える年休の日数がその分減るといことです。したがって年休残日数の確認請求にあたり、計画的付与の日数を減じた日数としました。

計画年休を導入する場合の労使協定の内容は、労使で話し合い、その事業場の実態を考慮して定めます。その方法は、事業場全体の休業による一斉付与、班別の交替制付与、カレンダー方式(年次有給休暇付与計画表による個人別付与)などがあります。

平成31年4月1日より、労基法39条7項において、有給休暇の日数が10日以上である全ての労働者には、1年に、5日以上を年休を取得させる義務(使用者による年休の時季指定)が使用者に課せられるようになりました。もし、計画年休として年に5日以上を付与していれば、使用者の時季指定は不要です。

なお、この法改正に伴い、厚労省は、①法定休日でない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について使用者が年休として時季指定すること、②会社が独自の設けている有給の特別休暇を労働日に変更し、当該労働日について使用者が年休として時季指定することは、望ましくない取扱いとして例示していますのでご注意ください。

厚労省の「年5日の年次有給休暇の確実な取得わかりやすい俗説」には計画年休の詳細も記載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

いこいの村あしがら から特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊3食 9,720円~(税込)
特典:翌日の昼食付き
翌日10:00~15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,560円~(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

- ・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
- ・お部屋は全室和室になっております。
- ・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
- ・1部屋4~5名様料金です。

※2019年10月より消費税率が10%に改定になる為、若干の変更になります。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 2020年4月から対応しなくてはならないと言われている「同一労働同一賃金」とはどのような考え方ですか。



A 2020年4月(中小企業への適用は2021年4月)から、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「法律」という。)が施行されます。この法律では、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者等)の間の不合理な待遇差の解消を目指し、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることを目的としています(同一労働同一賃金)。

この「不合理な待遇差」の判断は、基本給、賞与、その他の待遇それぞれについて職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情のうち、当該待遇の性質、目的に照らして適切と認められるものを考慮して判断するものとされています。

国のガイドラインによると、例えば基本給を労働者の能力又は経験に応じて支給しているA社で、ある能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定しており、通常の労働者であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその能力を習得し、一方で短時間労働者であるYは、その能力を習得していない場合に、その能力に応じた基本給をXには支給し、Yには支給していない場合は問題にはなりません。それに対し、労働者の能力又は経験に応じて支給している場合において、通常の労働者であるXが有期雇用労働者であるYに比べて多くの経験を有することを理由として、XにYよりも基本給を高く支給しており、Xのこれまでの経験はXの現在の業務に関連性を持たないような場合は、問題になるとされています。

法律の施行は来年以降ですが、最近では、現在施行されている労働契約法第20条に基づいて、諸手当等の不合理を指摘する裁判例が続いています。昨年6月の「ハマキョウレックス事件」の最高裁判決では、トラック乗務員のうち無期契約労働者に対して皆勤手当を支給する一方で、有期契約労働者に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、乗務員の出勤者を確保するための皆勤手当の目的から、労働契約法第20条にいう不合理と認められるものに当たる、とされました。これらの裁判例からも、法律が施行される前から、企業には早急な賃金体系の見直しや就業規則の改定が望まれます。

なお、法律では、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。

○厚生労働省「同一労働同一賃金特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

○厚生労働省「パート・有期労働ポータルサイト」

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

○厚生労働省「派遣労働者の同一労働同一賃金について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

*** 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*** メールでの労働相談にもお応えしています。**

[かながわ労働センター](#) [メール労働相談](#) [検索](#)

20歳未満のお子さまがいらっしゃる方へ

こどもの夢を応援したい
Ruki®
こども積立

【計画的に積立できる確定日型】
エース預金 ワイド型・スーパー型

エース預金
店頭表示金利に
上乘せ

十年 **0.1%**

※満20歳未満のお子さまがいらっしゃる個人のお客様が対象となります。(男性も対象)
※お子さまお1人につき1口座のご契約となります。
※対象となるお子さまのご年齢については、健康保険証等にてご確認をさせていただきます。

一般的な商品案内は・

お客様相談デスク(平日9:00~18:00) TEL:0120-86-6956
詳しくご相談は・<中央ろうきん>の各営業店へお問い合わせください。
※各営業店の連絡先についてはホームページ(<http://chuo.rokin.com>)
またはお客様相談デスクでご確認ください。

手数料 **0**円

お子さまが進学して
仕送りが必要になった時に、
定期自動送金サービスの
手数料が無料!
※中央ろうきんの
加盟店に限りです。

未来のわたしへの贈りもの
Ruki®
わたしの積立

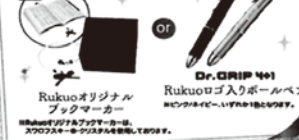
【満期日を決めないエンドレス型】
エース預金 ワイド型・スーパー型

女性の
みなさまへ



ご契約の方へ選べるプレゼント

年間お積立額6万円以上となるご契約を
いただいた方にいずれか1つプレゼント!



わたしに嬉しい! 24時間ネットでOK



新規ご契約1件につき50円を
中央ろうきんがピンクリボン運動に寄付します。

※ノベルティは数に限りがございます。ご希望のノベルティがお選びいただけ
ない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

もしくはWEBサイトをご覧ください。

2019年7月1日現在

広告



全労済から
「こくみん共済 coop」へ
愛称は変わりますが
マイカー共済の自動車補償は
変わりません。
引き続き、皆さまの
快適なカーライフを
応援します。

こくみん共済 NEWS
coop

こくみん共済 coop の マイカー共済

自動車総合補償共済

カンタン! 無料! お見積もり

車検証のコピーをご用意のうえ、所属の団体
またはこくみん共済 coop までお問い合わせください。

無事故が続けば
最大22等級・64%割引!

安全運転を続けられた優良ドライバーを応援しています。

さまざまな特約・割引でおトク! ※割引適用には条件があります。

- UP 運転者本人・配偶者限定特約 **8%** 割引!
- NEW 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引 **9%** 割引! **2019年1月改定!**
- UP 新車割引(6等級・前契約なし) **割引率
拡大!** など

24時間・365日受付の
マイカー共済ロードサービス!

2019年1月より
サービス拡充

- UP 自走不能場合のレッカーけん引
または積載車による搬送距離の拡大
(30km→100km) ※現場から最寄りの指定整備工場までは無制限
- 30 minutes 現地にて実施可能な30分以内の
路上クイックサービス
●バッテリーあがり ●パンク ●キー閉じ込み など
- 10 燃料切れ時のガソリン等お届けサービス
ガソリンまたは軽油を10Lまで無料サービス
(1共済期間1回のみ)
- UP 脱輪・落輪等引き上げサービス
クレーン等の特殊作業も無料

こくみん共済 <全労済> 神奈川推進本部
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop (神奈川県労働者共済生活協同組合)

こくみん共済 coopは営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。 1419A004

ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

労働かながわ

令和元年9月2日発行 第721号

発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
〒231-8588 (住所不要)
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。